



## 発行会社を介する三者間の低額売買

東京地裁令和4年2月14日判決（TAINS Z888-2419）

第105回 2022年12月2日（金）

発表者 佐野 幸雄

---

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/sozeihanrei.html>

---

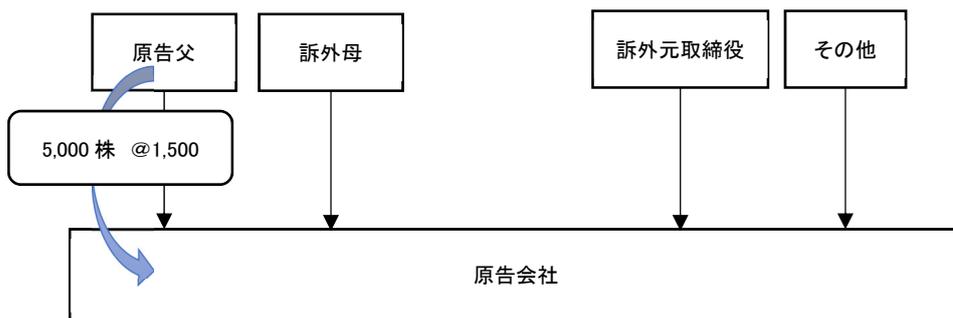
**発行会社を介する三者間の低額売買**  
東京地裁令和4年2月14日判決（TAINS Z888-2419）

**第1 事案の概要**

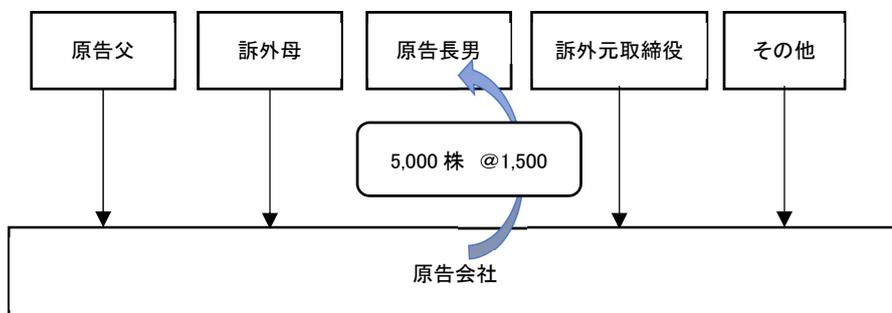
原告会社は、原告父から、平成24年2月23日に、原告会社の株式5,000株を1株1,500円で取得した上で（以下、これに係る取引を「本件取引1」という。）、原告長男に対し、同年3月31日に、当該株式5,000株を1株1,500円で処分した（以下、これに係る取引を「本件取引2」という。）。

また、原告会社は、原告会社の取締役を辞任した訴外元取締役から、同年7月6日に、当該株式11,460株を1,500円で取得した上で（以下、これに係る取引を「訴外取引」という。）、原告長男に対し、平成25年2月22日に、当該株式11,460株を1株1,500円で処分した（以下、これに係る取引を「本件取引3」という。）。

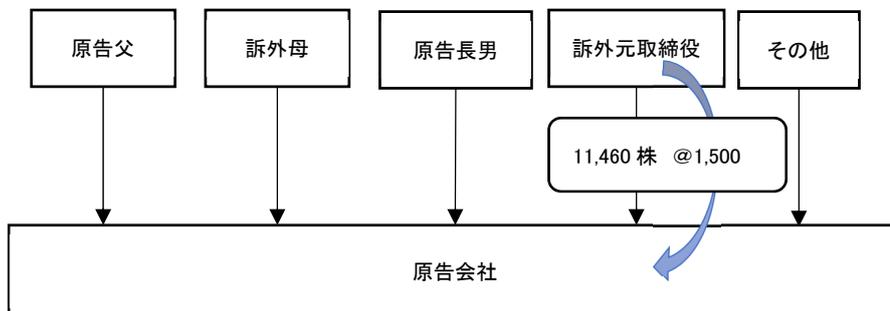
本件取引1（平成24年2月23日）※ 税務署が認定した取引価額 1株17,577円



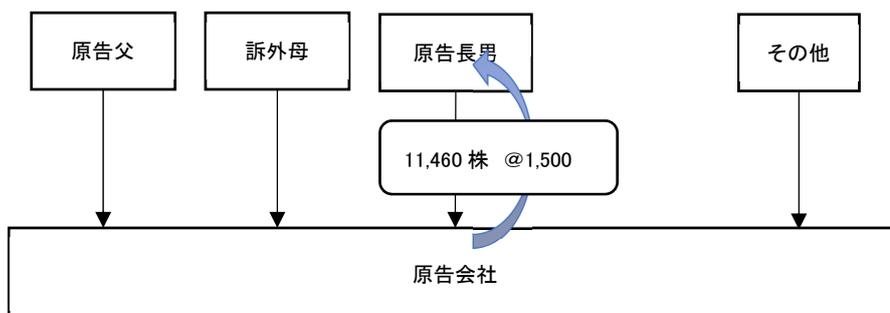
本件取引2（平成24年3月31日）※ 税務署が認定した取引価額 1株19,127円



訴外取引（平成 24 年 7 月 6 日）



本件取引3（平成 25 年 2 月 22 日）※ 税務署が認定した取引価額 1株 18,985 円



第1事件

本件税務署長が、本件取引 1 は、所得税法 59 条 1 項 2 号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、原告父に対して本件各更正処分等をしたことから、原告父がその取消しを求めた事案である。

第2事件

- ① 本件税務署長が、本件取引 2 及び 3 は、廉価でされたものであり、それによって原告長男が享受した経済的な利益は所得税法 28 条 1 項所定の「給与等」に該当するなどとして、原告長男に対して本件各更正処分等をしたことから、原告長男がその取消しを求めた事案である。
- ② 本件税務署長が、上記①の経済的な利益は所得税法 28 条 1 項所定の「給与等」に該当するため、原告会社はそれに係る源泉徴収義務を負うことになるなどとして、本件各納税告知処分等をしたことから、原告会社がその取消しを求めた事案である。

## 第2 前提事実及び認定事実

### 1 前提事実

本件取引1から3まで及び訴外取引等

ア 平成24年2月16日に開催された原告会社の取締役会において、本件税理士の助言に基づき、次の内容で原告会社の株式を取得することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月23日に、これに係る本件取引1がされた。

- (ア) 譲渡人 原告父
- (イ) 譲受人 原告会社
- (ウ) 株式数 5,000株
- (エ) 単価 1株当たり1,500円

イ 平成24年3月22日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を処分することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月31日に、これに係る本件取引2がされた。

- (ア) 譲渡人 原告会社
- (イ) 譲受人 原告長男
- (ウ) 株式数 5,000株
- (エ) 単価 1株当たり1,500円

ウ 平成24年7月2日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を取得することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月6日に、これに係る訴外取引がされた。

- (ア) 譲渡人 訴外元取締役
- (イ) 譲受人 原告会社
- (ウ) 株式数 11,460株
- (エ) 単価 1株当たり1,500円

エ 平成25年2月14日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を処分することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月22日に、これに係る本件取引3がされた。

- (ア) 譲渡人 原告会社
- (イ) 譲受人 原告長男
- (ウ) 株式数 11,460株
- (エ) 単価 1株当たり1,500円

## 2 裁判所による認定事実

(1) ア 原告長男は、原告会社への入社以降、総務経理部門及び工事部門での経験を経て、本件取引1及び2の当時には、原告会社の取締役兼営業次長として営業部門をけん引するなどし、次期経営者候補として成長していたが、その当時、原告会社の取締役の中で、原告長男のみが原告会社の株式を有していなかった。そこで、原告父は、自らの有する当該株式を原告長男に持たせることで、経営意欲を向上させて原告長男の更なる成長を促そうと考えた。

イ 原告父から上記アの点について相談を受けた本件税理士は、原告父と原告長男との間に原告会社を介すれば、資本等取引として整理されることになるから、原告父及び原告長男においても、みなし配当の金額に対する課税以外の課税関係は生じないものと考えた。

ウ 原告父は、本件税理士から、原告会社が1株当たり1,500円でその株式を取得した上で、原告長男に対して同額で当該株式を処分するように指導されたことから、当該指導に従って、本件取引1及び2をすることとし、原告長男も、それに従うこととした。

なお、この1株当たり1,500円という金額は、本件税理士が単に原告会社の株式の額面(1株当たり500円)に3を乗じて計算したものであった。

(2) ア 原告父は、訴外元取締役が家庭の事情により原告会社の取締役を辞任することになったため、長年の功労に報いる趣旨で、訴外元取締役の有する原告会社の株式11,460株を現金化する訴外取引をすることとした。

イ 原告父は、従業員の労働意欲の向上を図るべく、原告会社が訴外取引により取得した原告会社の株式11,460株を用いて、従業員持株制度を採用することを考えていたが、この点について相談した本件税理士から、当該株式の散逸等の弊害があり得ることを指摘されたため、これを断念した上で、それを取得する動機を有し、その相手方としても適している原告長男に対して本件取引3をすることとし、原告長男も、それに従うこととした。

## 第3 争点

### 1 争点1

本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等

### 2 争点2

本件取引2及び3によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等

※ なお、上記のほか争点3として、本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるか否か等も争点になっているが、本稿では争点1及び2のみを取り上げることにする。

#### 第4 原告の主張

##### 1 争点1に対する原告父の主張(本件取引1について)

平成 17 年法律第 86 号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の取得については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引 1 は、原告会社が自己株式を取得したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、株主と発行会社との間で、何らの利益も移転することはない。

##### 2 争点2に対する原告長男及び原告会社の主張(本件取引2及び3について)

平成 17 年法律第 86 号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の処分については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引 2 及び 3 は、原告会社が自己株式を処分したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の処分においては、対価の額の多寡にかかわらず、発行会社と株主との間で、何らの利益も移転することはない。

#### 第5 裁判所の判断

##### 1 争点1(本件取引1が所得税法 59 条 1 項 2 号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等)について(要旨)

- (1) ア 所得税法 33 条 1 項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定しているところ、この譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。

すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下で生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法 59 条 1 項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に、当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税することができなくなる事態を防止するため、譲渡所得等に係る総収入金額の計算に関する特例として、その計算については、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。

- イ また、所得税法 59 条 1 項 2 号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合には、同項の規定により、「その時における価額」に相当する金額により譲渡があったものとみなされることになるところ、ここでいう

「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、当該資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいうものと解される。

そして、所得税法施行令 169 条は、所得税法 59 条 1 項 2 号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における「価額」の 2 分の 1 に満たない金額とする旨を規定しているところ、ここでいう「価額」の意義も、上記と同様に解するのが相当である。

ウ 所得税法基本通達 59-6 の規定による評価方法(取引相場のない株式の価額につき、基本通達 59-6 所定の一定の条件を付した上で、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によって算定するという評価方法)は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものと認められるから、その評価方法によって算定された価額については、特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

これを前提として、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によって本件取引 1 の時における価額を算定すると、1 株当たり 17,577 円になるところ、本件全証拠を精査しても、特別の事情があるとする事情は見当たらないから、この金額をもって、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」と認めるのが相当である。

エ 前記第 2 の 1 アの前提事実のとおり、本件取引 1 は、上記ウの金額(1 株当たり 17,577 円)の 2 分の 1 に満たない金額(1 株当たり 1,500 円)により原告会社の株式 5,000 株を譲渡したものであり、所得税法 59 条 1 項 2 号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件各更正処分(原告父分)が違法なものといふことはできない。

(2) これに対し、原告父は、本件取引 1 については、原告会社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告父と原告会社との間では、何らの利益も移転していないし、それをもって、原告父が原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められない旨などを主張している。

しかしながら、前記(1)アで述べたように、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ここでいう所得税法 33 条 1 項所定の「資産」は、譲渡性を有する財産権で譲渡所得の基因となり得るものを広く含む概念であり、同項所定の「譲渡」も、その資産を移転させる一切の行為をいうものと解されるから、本件取引 1 がこれに該当することは明らかである。また、原告父の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとど

まるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、保有期間中の増加益を観念することができ、当該株式が自らの支配を離れて他に移転することにも変わりはないため、上記の趣旨が妥当するものと解される。その上、上記の趣旨からも明らかなように、譲渡所得に対する課税は、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告父の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

## 2 争点2(本件取引2及び3によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等)について(要旨)

- (1) ア 前記2(1)及び(2)の本件取引2及び3に至る経緯等に鑑みると、本件取引2及び3については、原告長男が原告会社の取締役としての地位に基づいて原告会社からその株式を取得したものと認められるから、それにより原告長男が享受したその株式の取引時の価額と実際の対価の額の差額に相当する経済的な利益(以下、「本件差額に相当する経済的利益」という。)についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを覆すに足りる事情は見当たらない。そのため、この経済的な利益については、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる〔なお、最高裁昭和36年(オ)第298号同37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1749頁は、「勤労者が勤労者たる地位にもとづいて使用者から受けた給付は、すべて(中略)給与所得を構成する収入と解すべ」きである旨を判示している。〕。

イ 以上によれば、原告長男は、本件取引2及び3によって本件差額に相当する経済的な利益を享受したものであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件各更正処分(原告長男分)及び本件各納税告知処分(原告会社分)が違法なものということはできない。

- (2) これに対し、原告長男及び原告会社は、本件取引2及び3については、原告会社が自己株式を処分したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告長男との間では、何らの利益も移転していないし、仮に本件取引2及び3が廉価でされたとしても、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということとはできない旨などを主張している。

しかしながら、原告長男及び原告会社の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を処分した場合であっても、それが廉価でされたものであるときには、その相手方である個人に経済的な利益が生ずることは明らかである。

また、本件において、原告長男が享受した本件差額に相当する経済的な利益は、原告

会社が実際の対価の額を上回る客観的交換価値を有する原告会社の株式を処分し、原告長男に交付したことで生じたものであるから、原告会社が支給したものと評価することができる上、この経済的な利益が所得税法 28 条 1 項所定の「給与等」に該当するものと認められることは、前記（１）アで述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

- (3) また、原告長男及び原告会社は、仮に自己株式の処分である本件取引 2 及び 3 が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告長男に対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法 9 条 1 項 16 号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまる旨なども主張している。

しかしながら、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は、この経済的な利益が贈与税の課税の対象とされることを前提とするものと解されるが、ある発行会社が廉価で自己株式を処分した場合であっても、その相手方である個人が何らかの給付と引換えにそれを取扱していたときには、当該個人に対して贈与税を課することはできないものと解される。

そして、本件取引 2 及び 3 により享受した経済的な利益につき、原告長男が原告会社の取締役としての地位に基づく労務の対価として享受したものであることは、前記（１）アで述べたとおりであるから、これに対して贈与税を課することはできないし、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

- (4) さらに、原告長男及び原告会社は、本件取引 2 及び 3 に至る経緯等に鑑みると、原告長男の労務の対価として支給されたものでないことは明らかであるから、所得税法 28 条 1 項所定の「給与等」に該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、客観的にみて、原告長男が本件取引 2 及び 3 によって本件差額に相当する経済的な利益を享受したことは明らかである。

そして、前記第 2 の 1 イ及びエの前提事実並びに前記第 2 の 2（１）及び（２）の認定事実によれば、本件取引 2 については、原告長男が、原告会社の取締役兼営業次長として営業部門をけん引するなどし、次期経営者候補として成長していたものの、原告会社の取締役の中で、原告長男のみが原告会社の株式を有していなかったことから、原告会社の代表取締役である原告父が、当該株式を原告長男に持たせることで、経営意欲を向上させて原告長男の更なる成長を促そうと考え、本件税理士に相談した上で、それをする事としたものであるし、また、本件取引 3 についても、原告会社の代表取締役である原告父が、従業員の労働意欲の向上を図るべく、原告会社が訴外取引により取得した原告会社の株式 11,460 株を用いて、従業員持株制度を採用することを考えていたところ、この点について相談した本件税理士から、当該株式の散逸等の弊害があり得るこ

とを指摘されたため、これを断念した上で、それを取得する動機を有し、その相手方としても適している原告長男に対してそれをする事としたことが認められる。

このような経緯等に鑑みると、本件取引2及び3については、いずれも原告長男が原告会社の取締役としての地位にあってその職務を遂行していたからこそ、それがされたものであり、原告長男は、その地位に基づいて原告会社から当該株式を取得したものと認められるから、それにより享受した本件差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に原告長男及び原告会社の主張する事情をもって、当裁判所の判断が左右されることはない。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

## 第6 検討

本件取引1から3について課税が生ずる結論に異論はないが、課税処分の内容に興味深い点及び裁判所の判断に疑問点があるので、以下検討する。

### 1 本件取引1について

ア 本件取引1については、原告父から著しく低い価額の対価で同族会社に対して資産（自己株式）の譲渡がされているが、本件取引1に伴い他の株主に対して相続税法9条の適用によるみなし贈与課税が行われていない。相続税法9条の解釈通達である相続税法基本通達9-2において下記※のとおり規定されているのだから、一見すると原告父の本件取引1に起因して他の株主に対してみなし贈与課税がされてもおかしくないのではないかと思われるため、それがされていない点が興味深い<sup>1</sup>。なお、みなし贈与課税をせずとも都合の良い課税ターゲット（本件取引2）があったから、税務署の都合でみなし贈与課税がされなかったという見方もできる。しかし、そのような課税の都合による整理（理解）の仕方ではなく、理論的な観点から本件においてみなし贈与課税がされなかったことについて検討してみたい<sup>2</sup>。

※ 【相続税法基本通達9-2】

同族会社の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、

<sup>1</sup> 相続税法9条及びその解釈通達である9-2は、親族間の利益移転に限定していないから、理論上他の株主に対してみなし贈与課税がされてもおかしくないのではないかという疑問がでてくる。

<sup>2</sup> 本件における取引は、自己株の取得とそれと同額による自己株の処分（原告長男による株式の引受け）が一連のものとして行われた取引であるため、他の株主は結果的に利益を受けることはなかったという考え方もあるかもしれない。しかし、相続税法9条は、「当該利益を受けた時において」という一時点を課税のタイミングとしていることから、他の株主は結果的に利益を得ていない、という事実上の観点とは異なる観点から検討してみたい。

その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。

- (1) 会社に対して無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- (2) 及び (3) 省略
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

イ 相続税法 9 条の適用によるみなし贈与課税の裁判例はいくつかあるが、自己株式の無償又は低額譲渡に伴うみなし贈与課税に関する裁判例はこれまで存在しない。

相続税法基本通達 9-2 の逐条解説<sup>3</sup>においては、「会社に対する財産の無償提供があった場合には、会社財産が増加したことにより・・・」と、また、「会社に対して（中略）時価より著しく低い価額の対価で財産を譲渡したときには、会社の純資産が増加した部分に対応する部分について贈与があったものとするものである。」と解説されており、また、自己株式の譲渡に関する裁判例ではないが、過去の裁判例においても下記のとおり判示されている。

【東京高裁平成 27 年 4 月 22 日判決】

相続税法基本通達 9-2 (4) は、(中略) 実質的にみて、当該会社の資産の価額が増加することを通じて、その譲渡をした者からその株主又は社員に対し、贈与があったのと同様の経済的利益を移転したものとみることができるから、株式又は出資の価額の増加部分に相当する金額を贈与によって取得したものと取り扱う趣旨と解される・・・

【大阪地裁昭和 53 年 5 月 11 日判決】

原告会社が本件株式（筆者注：自己株ではない他社の株式）を時価に比して低い価額で譲受けた結果、譲受価額と時価との差額に相当する金額が原告会社のかくれた資産となり、同社の純資産が増加し、従って原告会社の株主は株式の持分数に応じその保有する株式が価値を増したことによる財産上の利益を享受したこと、原告会社の発行済株式総数 800 株中 730 株を所有する株主として、原告会社の純資産が増加したことに伴い、所有株式の割合に応じた財産上の利益を享受したことが認められる。

上記の逐条解説及び裁判例の判示によれば、相続税法 9 条（相続税法基本通達 9-2）の課税がされる場面というのは、無償又は低額譲渡によって会社の純資産が増加する場合を前提としているものと解するのが相当と考える。

そうすると、上記を前提とする限り、自己株式の譲渡（発行会社による自己株式の取得）については、それにより発行会社の純資産が増加することはないから、自己株式の

<sup>3</sup> 「令和 2 年 11 月改訂版 相続税法基本通達逐条解説」一般社団法人大蔵財務協会 157 頁

無償又は低額譲渡に伴い他の株主に対して相続税法9条（相続税法基本通達9-2）のみなし贈与課税をすることは難しいものとする※。

そのため、本件取引1に起因して他の株主に対してみなし贈与課税がされなかったものとする。

※【参考】純資産の増加を前提として課税されるという点について、下記のとおり反対の見解がある<sup>4</sup>。

無償による自己株式の取得は、①無償取得したものが自己株式であるがゆえに、発行会社に対して第三者から流入したものではない（貸借対照表上の純資産額が増加したわけではない）、②発行済株式総数が減少し、1株当たりの価値が増加したわけでもないから、自己株式を発行会社へ譲渡した株主から残存株主が贈与を受けたとみなすことができないと解釈すべきではないかとの見解がある。

しかし、純資産額が増加しなくとも、譲渡株主から残存株主へ経済的利益の移転は起こり得るものであり、無償で発行会社が自己株式を取得すると、前述したとおり、無償譲渡した株主が譲渡した株式の価額分の経済的利益を失うと考えられ、その経済的利益は、譲渡した以外の株主が享受することとなるから、発行会社が自己株式を取得した時に、経済的利益が移転したといえるものとする。

## 2 取引2及び3について

### (1) 本件差額に相当する経済的利益は「労務の対価」といえるか

ア 本件において原告長男及び原告会社は、本件差額に相当する経済的利益は、「労務の対価」として支給されたものではない旨を主張したが、裁判所は労務の対価に当たると判示している。この原告長男及び原告会社の主張に対する裁判所の判示は、下記のとおりストックオプション訴訟の判決（最高裁平成17年1月25日判決）の判示に類似している。

最高裁平成17年1月25日判決 (ストックオプション判決)	本判決
本件ストックオプション制度は、 <u>Hの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているもの。</u>	(本件取引2) 原告会社の代表取締役である原告父が、 <u>当該株式を原告長男に持たせることで、経営意欲を向上させて原告長男の更なる成長を促そうと考えた。</u> (本件取引3) 原告会社の代表取締役である原告父が、 <u>従業員の労働意欲の向上を図るべく、原告会社が訴外取引により取得した原告会社の株式 11,460 株を用い</u>

<sup>4</sup> 税大論叢 古谷勇二「相続税法第9条の「みなし贈与」について—資本取引等を巡る課税関係を中心として—」201頁及び202頁

	<p>て、従業員持株制度を採用することを考えていたところ、(注略)これを断念した上で、<u>それを取得する動機を有し、その相手方としても適している原告長男に対してそれをする事としたことが認められる。</u></p>
<p>E社は、上告人が上記のとおり<u>職務を遂行して</u>いるからこそ、<u>本件ストックオプション制度に基づき上告人との間で本件付与契約を締結して上告人に対して本件ストックオプションを付与したものである</u>、<u>本件権利行使益が上告人が上記のとおり職務を遂行したことに</u>対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかというべきである。</p>	<p>このような経緯等に鑑みると、本件取引2及び3については、<u>いずれも原告長男が原告会社の取締役としての地位にあってその職務を遂行していたからこそ、それがされたものであり</u>、原告長男は、その地位に基づいて原告会社から<u>当該株式を取得したもの</u>と認められるから、<u>それにより享受した前記の差額に相当する経済的利益についても</u>、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当である。</p>

このように、ストックオプション判決に照らしてみた場合、一見すると本件差額に相当する経済的利益は、ストックオプション制度に基づく権利行使益と同様に労務の対価に該当するようにもみえる。しかしながら、両者は、下記の点で異なるから、本件差額に相当する経済的利益が「労務の対価」に該当するという結論には疑問がある。

イ ストックオプションは、「経済的利益」を与えることを目的とするものであるのに対し、本件取引2及び3は、自社株を持たせることが目的であり経済的利益を与えることを目的としていたわけではなく、そして本件差額に相当する経済的利益は、会社が意図せずに生じたもの（結果的に生じたもの）にすぎない。

また、ストックオプションは、精勤の動機づけとして付与された時点で経済的利益が得られるわけではなく、付与されてから一定期間の職務遂行を条件とし、その条件をクリアして初めてその職務遂行をした結果として権利行使益が得られるものであるから（権利行使益の発生及びその金額は、株価の動向と権利行使時期に関する被付与者の判断に左右されるものであり、提供した労務との直接的な対応関係を認めることは難しいにしても、一定期間の職務遂行をした結果として権利行使益を得られる仕組みになっていることから）、その権利行使益は労務を提供したことに対する対価（労務の対価）と評価することが可能と考える。

これに対して、本件取引2及び3に伴う本件差額に相当する経済的利益は、裁判所の認定事実を踏まえれば、あくまでも今後の原告長男の経営意欲を向上させて更なる成長を促すための動機づけとして「株式」を取得させたものであって、本件差額による経済的利益は、その株式の取得に伴い同時に享受したもの（その期待にかかる職務を遂行する前に得た経済的利益）ということになり、「労務の対価」と評価することは難しいものとする。

## (2) 給与所得課税以外の検討

ア 本件差額に相当する経済的利益が「労務の対価」としての性格を有しないとした場合において、どのような課税を行うのが適当なのか検討してみたい。

相続税法基本通達 9-4 (同族会社の募集株式引受権) は、下記のとおり規定している。

### 【相続税法基本通達 9-4】

同族会社が新株の発行(当該同族会社の有する自己株式の処分を含む。以下 9-7 までにおいて同じ。)をする場合において、当該新株に係る引受権(以下 9-5 までにおいて「募集株式引受権」という。)の全部又は一部が会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 206 条各号(募集株式の引受け)に掲げる者(当該同族会社の株主の親族等(親族その他法施行令第 31 条に定める特別の関係がある者をいう。以下同じ。))に限る。)に与えられ、当該募集株式引受権に基づき新株を取得したときは、原則として、当該株主の親族等が、当該募集株式引受権を当該株主から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。

ただし、当該募集株式引受権が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となる場合を除くものとする。

この取扱いにおいて、同族会社で募集株式引受権の付与について課税問題が生ずるのは、株式の価額より新株の発行価額又は自己株式の処分価額が低く、その権利に経済的価値が生ずる場合である。この新株の発行は法人の行為として行われるものであるが、同族会社の場合であっては、その募集株式引受権の利益が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となるものを除き、その旧株主と新株主とが親族等の関係にあるときは、その含み益の移行について、個人間の贈与があったものとして取り扱うというものである<sup>5</sup>。

そして、相続税法基本通達 9-4 (同族会社の募集株式引受権) の逐条解説<sup>6</sup>において下記のとおり解説されている。

(中略) その募集株式引受権の利益に対する課税関係は、次のように分類される。

- ① 給与所得又は退職所得として所得税の課税対象とされるもの
  - ・・・旧株主と新株又は自己株式を引き受けた者とが親族等の関係にあるかどうか、また、発行会社が同族会社であるかどうかに関係なくその募集引受権の利益を給与所得又は退職所得として与えられた場合
- ② 贈与により取得したものと贈与税の課税対象とされるもの
  - ・・・①に該当しない場合で、旧株主と新株主又は自己株式を引き受けた者が親族等の関係にあり、かつ、その発行会社が同族会社であるとき
- ③ 一時所得として課税されるもの
  - ・・・①及び②のいずれにも該当しない場合

<sup>5</sup> 税大論叢 古谷勇二「相続税法第 9 条の「みなし贈与」について－資本取引等を巡る課税関係を中心として－」

<sup>6</sup> 「令和 2 年 11 月改訂版 相続税法基本通達逐条解説」一般社団法人大蔵財務協会 161 頁

イ 上記（１）で述べたとおり、本件取引２及び３に伴う本件差額に相当する経済的利益は「労務の対価」と評価することは難しいものであるところ、上記逐条解説に照らした場合、下記の課税が適当と考える。

本件取引２に伴う本件差額に相当する経済的利益は、本件取引１及び２の事情を考慮すれば、原告父から原告長男への贈与と認定し贈与税の課税が適当と思われる（上記逐条解説の②。この場合には、本件取引２に係る本件差額に相当する経済的利益についての本件課税処分は取り消されることとなる。）。

また、本件取引３に伴う本件差額に相当する経済的利益は、一時所得としての課税が適当と考える（上記逐条解説の③）。

以 上